

使用料・手数料改定の見送りと原価の算定結果について

- 公共施設等の利用にかかる使用料や各種証明書の発行の際にかかる手数料等は、受益者負担の原則の観点から、利用者と非利用者との間に不均衡が生じることがないように随時点検する必要があり、原則として3年に一度見直しを行い、適正水準を見極めるための調査を実施の上、料金改定を行うこととしております。
- 使用料・手数料等は数多くの種類や区分がありますが、令和4年4月に策定しました「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき原価の算定を行いましたので、その結果を公表します。
- なお、令和5年4月1日からの改定に向けて、見直しに向けた調整を行ってまいりましたが、昨今の物価高騰の動向や社会経済情勢の改善が見通せない状況を踏まえ、令和5年4月1日の改定は見送ることとします。

令和4年11月

使用料・手数料の見直しの全体像（件数）

今回の原価の算定による各区分別の件数は次のとおりです。

		使用料	手数料	合計
見直しを断行した必要がある	① 1.2倍に引き上げるべきであるもの	27	1	28
	② 1.0～1.2倍に引き上げるべきであるもの	5	0	5
	③ 0.8倍に引き下げるべきであるもの	1	0	1
	④ 0.8～1.0倍に引き下げるべきであるもの	2	0	2
	⑤ 他の基準で見直すべきであるもの	0	0	0
	小計	35	1	36
と判断し置くべきもの	⑥ 周辺自治体との均衡を図っているもの	3	24	27
	⑦ 端数調整により見直しが生じなかったもの	0	5	5
	⑧ その他の理由に基づくもの	33	12	45
	小計	36	41	77
対象範囲外のもの	⑨ 国や県の法令等又は周辺自治体との協定等により料金の基準が定められているもの	7	16	23
	⑩ 本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの	4	5	9
	小計	11	21	32
合計		82	63	145

※ 本表の件数は、同種の使用料等を1つのカテゴリーにまとめてカウントしており、個別の使用料等の数とは一致しない。
 (例：市民会館「201室～208室・大ホール」、「午前・午後・夜」、「平日・休日」など)

使用料等を見直した場合の財政影響額の試算

		財政影響額（年額）		
		右記以外の使用料及び手数料 （市が歳入するもの）	利用料金制の指定管理施設に係る使用料 （市が歳入しないもの）	合計
使用料	引上げ	打出教育文化センター、公民館、ルネサンス クラシックス芦屋ルナ・ホール、目的外使用料（老人福祉会館、小学校、中学校、幼稚園） 800 千円	総合公園、美術博物館、谷崎潤一郎記念館、体育館・青少年センター、自転車駐車場、潮芦屋交流センター（テニスコート）、西浜・東浜テニスコート、朝日ヶ丘公園プール、海浜公園プール 22,952 千円	23,752 千円
	引下げ	市民会館 ▲503 千円	芦屋公園庭球場、中央公園野球場 ▲546 千円	▲1,049 千円
手数料	引上げ	道路幅員証明手数料 1 千円		1 千円
	引下げ	0 千円		0 千円
合計		298 千円	22,406 千円	22,704 千円

見直しに係る基本事項①（今回の新しい考え方）

• 施設の性質別負担割合

「市民生活における必需性」と「市場性（民間施設の代替性）」の2つの基準で施設の性質を分類し、受益者負担割合を判断します。

市場性 ↑ ↓ 低	G	H	I
	受益者負担割合 50%程度 ・保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・市営住宅等	受益者負担割合 75%程度 ・あしや温泉	受益者負担割合 100%程度 ・体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・自動車駐車場、自転車駐車場 ・霊園
	D	E	F
	受益者負担割合 25%程度 ・火葬場 ・三条デイサービス	受益者負担割合 50%程度 *貸室（会議室等）	受益者負担割合 75%程度
	A	B	C
	受益者負担割合 0%程度 ・道路、公園 ・市役所、消防署 ・小・中学校、図書館、公民館図書館 ・保健センター、老人福祉会館 ・消費生活センター ・上宮川文化センター（隣保館・児童館）	受益者負担割合 25%程度	受益者負担割合 50%程度 ・ルネサンス クラシックス芦屋ルナ・ホール ・体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・美術博物館、谷崎潤一郎記念館
	高 ←	必需性	→ 低

見直しに係る基本事項②（今回の新しい考え方）

- 減価償却費の取扱い

施設建設費については、世代間の負担を公平にするため、下記算式による減価償却費を原価に算入します。
なお、使用料原価の対象が、当該施設のうちの一部分である場合、面積等により按分します。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \div \text{耐用年数}$$

- 稼働率の取扱い

「面積当たりの原価の算定（会議室等の場合）」については、過去3年間の平均稼働率を、また「1人当たりの原価の算定（プール等の場合）」については、過去3年間の平均利用数を基礎として想定稼働率を設定しています。

稼働率高い→受益者負担額減少

稼働率低い→受益者負担額増加

- 土地の調達コストに係る取扱い（駐車場、駐輪場、テニスコート、スポーツコート）

必需性が低く市場性が高い施設（受益者負担率100%相当）に区分する施設は、民間企業が事業を実施する場合であれば発生しうる土地の調達コスト（所有の場合は固定資産税又は借地の場合は賃貸料）を考慮し、当該施設の敷地に係る当該土地の固定資産税相当額を社会通念上発生しうるコストとして原価に算入します。

見直しを行う必要があると判断したものの（使用料①）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市										指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)+I+J-(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別負担割合		使用料となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	判断種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指定管理料 (千円)	減価償却費 (千円)	土地調達コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指定管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)	施設区分						受益者負担割合率					
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L												
1	芦屋市老人福祉会館の設置及び管理に関する条例	施設使用料、附属設備等使用料	0	0	273	5,994	0	1,717	0	4	0	0	0	0	7,988	25.0%	和室 (午後6時～午後9時半)	6,334	年間原価総額7,988千円÷貸付対象総面積191.43㎡÷(年間稼働時間3,600.00h×想定稼働率25.0%)×料金区分対象面積39㎡×利用時間3.5時間	E	0.5	3,167	2,240	2,680	1.2倍	
2	芦屋市都市公園条例	都市公園使用料	744	0	0	0	223	877	0	0	551	223	138	2,034	14.4%	総合公園 会議室	4,944	年間原価総額2,034千円÷貸付対象総面積96.00㎡÷(年間稼働時間2,856.00h×想定稼働率14.4%)×料金区分対象面積96㎡×利用時間1時間	E	0.5	2,472	1,010	1,210	1.2倍		
3	芦屋市立打出教育文化センター条例、施行規則	打出教育文化センター使用料	1,493	2,840	163	4,471	0	5,139	0	0	0	0	0	14,106	17.7%	小会議室 (午前9時～正午)	19,950	年間原価総額14,106千円÷貸付対象総面積242.25㎡÷(年間稼働時間2,473.50h×想定稼働率17.7%)×料金区分対象面積50㎡×利用時間3時間	E	0.5	9,975	1,420	1,700	1.2倍		
4	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例	講義室の使用料	7,717	0	48	22	18,800	3,755	0	437	90	26,888	18,800	3,636	35,141	65.9%	谷崎潤一郎記念館 講義室 (午前9時～正午)	5,124	年間原価総額35,141千円÷貸付対象総面積591.00㎡÷(年間稼働時間1,848.00h×想定稼働率65.9%)×料金区分対象面積35㎡×利用時間3時間	E	0.5	2,562	1,420	1,700	1.2倍	
5	芦屋市立美術館条例	施設の使用料	8,889	262	0	1,160	75,200	24,034	0	1,316	317	79,690	75,200	924	114,110	16.7%	美術博物館 講義室 (午前10時～正午)	32,588	年間原価総額114,110千円÷貸付対象総面積3,402.00㎡÷(年間稼働時間1,568.00h×想定稼働率16.7%)×料金区分対象面積127㎡×利用時間2時間	E	0.5	16,294	2,850	3,420	1.2倍	
6	芦屋市都市公園条例	都市公園使用料	744	0	0	0	5,212	3,429	2,508	0	12,900	5,212	3,224	16,357	58.1%	第2スポーツコート(専用)平日	4,560	年間原価総額16,357千円÷貸付対象総面積3,850.00㎡÷(年間稼働時間4,462.50h×想定稼働率58.1%)×料金区分対象面積2,850㎡×利用時間1時間	I	1.0	4,560	2,030	2,430	1.2倍		
7	芦屋市立美術館条例	観覧料、特別観覧料	8,889	262	0	1,160	75,200	24,034	0	1,316	317	79,690	75,200	924	114,110		美術博物館 特別観覧料 (上限)	5,767	年間原価総額114,110千円÷年間利用者数19,787人	C	0.5	2,884	2,030	2,430	1.2倍	
8	芦屋市立学校使用条例	小学校施設目的外使用料	569	14,664	709	6,813	0	58,774	0	0	0	0	0	81,529	100.0%	教室 (午前8時～午後5時)	18,117	年間原価総額81,529千円÷貸付対象総面積2,423.00㎡÷(年間稼働時間2,040.00h×想定稼働率100.0%)×料金区分対象面積122㎡×利用時間9時間	C	0.5	9,059	1,440	1,730	1.2倍		

見直しを行う必要があると判断したものの（使用料②）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市									指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)+I+J-(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別負担割合		使用料となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	判断種別
			人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指定管理料 (千円) E	減価償却費 (千円) F	土地調達コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指定管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L						施設区分	受益者負担割合率 N				
9	芦屋市立学校使用条例	小学校施設目的の外使用料	569	12,017	448	3,294	0	20,975	0	0	0	0	0	37,303	100.0%	校庭 (午前8時～午後5時)	21,600	年間原価総額37,303千円÷貸付対象総面積9,100.00㎡÷(年間稼働時間2,040.00h×想定稼働率100.0%)×料金区分対象面積1,200㎡×利用時間9時間	C	0.5	10,800	2,400	2,880	1.2倍	
10	芦屋市都市公園使用条例	都市公園使用料	744	0	0	0	7,353	3,012	0	0	18,199	7,353	4,548	17,407	32.8%	陸上競技場 (専用)平日	16,500	年間原価総額17,407千円÷貸付対象総面積5,500.00㎡÷(年間稼働時間3,213.00h×想定稼働率32.8%)×料金区分対象面積5,500㎡×利用時間1時間	C	0.5	8,250	4,070	4,880	1.2倍	
11	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	744	0	0	0	2,870	2,605	3,946	0	9,709	2,870	2,290	14,714		トレーニング室	754	年間原価総額14,714千円÷年間利用者数19,516人	I	1.0	754	360	430	1.2倍	
12	芦屋市立学校使用条例	小学校施設目的の外使用料	569	14,664	709	6,813	0	58,774	0	0	0	0	0	81,529	100.0%	講堂A (午前8時～午後5時)	364,095	年間原価総額81,529千円÷貸付対象総面積919.00㎡÷(年間稼働時間2,040.00h×想定稼働率100.0%)×料金区分対象面積930㎡×利用時間9時間	C	0.5	182,048	3,600	4,320	1.2倍	
13	芦屋市立学校使用条例	中学校施設目的の外使用料	2,014	12,151	687	3,222	0	497	0	0	0	0	0	18,571	100.0%	講堂B (午前8時～午後5時)	82,134	年間原価総額18,571千円÷貸付対象総面積1,170.00㎡÷(年間稼働時間2,040.00h×想定稼働率100.0%)×料金区分対象面積1,170㎡×利用時間9時間	C	0.5	41,067	2,400	2,880	1.2倍	
14	芦屋市立学校使用条例	幼稚園施設目的の外使用料	341	1,310	117	377	0	4,026	0	0	501	0	0	5,670	100.0%	遊戯室 (午前8時～午後5時)	24,948	年間原価総額5,670千円÷貸付対象総面積198.00㎡÷(年間稼働時間2,040.00h×想定稼働率100.0%)×料金区分対象面積198㎡×利用時間9時間	C	0.5	12,474	1,800	2,160	1.2倍	
15	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	744	0	0	0	29,014	18,769	0	0	69,699	29,014	23,151	66,061	71.0%	競技場	15,456	年間原価総額66,061千円÷貸付対象総面積2,591.90㎡÷(年間稼働時間3,900.00h×想定稼働率71.0%)×料金区分対象面積560㎡×利用時間3時間	C	0.5	7,728	6,120	7,340	1.2倍	

見直しを行う必要があると判断したものの（使用料③）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)-I+ J-(K~L)	稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	判断 種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運 営 費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	施設 区分						受 益 者 負 担 割 合 率 N					
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L												
16 ~ 24	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	自転車駐 車場の使 用料	4,464	0	0	833	0	7,389	12,337	0	13,080	125,863	0	1,472	136,334	75.0%	全体 駐車場 (自転車定 期1か月)	2,173	年間原価総額136,334千円÷ 貸付対象総面積7,834.89 ㎡÷(年間稼働時間 5,595.00h×想定稼働率 75.0%)×料金区分対象面積 1.14㎡×利用時間465時間	I	1.0	2,173	1,520	1,820	1.2倍	
16	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	阪急芦屋 川駅南月 若自転車 駐車場の 使用料	496	0	0	0	0	2,383	707	0	409	3,954	0	47	7,084	90.3%	阪急芦屋川駅 南月若 駐車場 (自転車定 期1か月)	2,893	年間原価総額7,084千円÷ 貸付対象総面積253.08㎡÷ (年間稼働時間6,552.00h ×想定稼働率90.3%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間540時間	I	1.0	2,893	2,030	2,430		
17	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	阪神打出 駅前自転 車駐車場 の使用料	496	0	0	0	0	34	658	0	893	8,725	0	100	8,920	86.7%	阪神打出駅前 駐車場 (自転車定 期1か月)	2,385	年間原価総額8,920千円÷ 貸付対象総面積408.02㎡÷ (年間稼働時間5,595.50h ×想定稼働率86.7%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間465時間	I	1.0	2,385	1,520	1,820		
18	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	JR芦屋駅 北自転車 駐車場の 使用料	496	0	0	833	0	2,433	4,304	0	3,648	35,095	0	407	39,106	76.3%	JR芦屋駅北 駐車場 (自転車定 期1か月)	2,155	年間原価総額39,106千円÷ 貸付対象総面積2,215.09㎡ ÷(年間稼働時間6,552.00h ×想定稼働率76.3%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間540時間	I	1.0	2,155	2,030	2,430		
19	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	阪神芦屋 駅西自転 車駐車場 の使用料	496	0	0	0	0	828	1,545	0	1,364	13,192	0	155	14,542	63.8%	阪神芦屋駅西 駐車場 (自転車定 期1か月)	2,597	年間原価総額14,542千円÷ 貸付対象総面積825.83㎡÷ (年間稼働時間5,595.50h ×想定稼働率63.8%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間465時間	I	1.0	2,597	2,030	2,430		
20	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	阪急芦屋 川駅北自 転車駐車 場の使 用料	496	0	0	0	0	0	1,034	0	1,120	13,281	0	153	13,538	72.1%	阪急芦屋川駅 北駐車場 (自転車定 期1か月)	2,226	年間原価総額13,538千円÷ 貸付対象総面積800.78㎡÷ (年間稼働時間5,595.50h ×想定稼働率72.1%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間465時間	I	1.0	2,226	1,520	1,820		
21	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	JR芦屋駅 南1、2、 3、4、 6、9自転 車駐車場 の使用料	496	0	0	0	0	46	1,557	0	2,137	19,733	0	236	19,459	84.0%	JR芦屋駅南 駐車場 (自転車定 期1か月)	1,642	年間原価総額19,459千円÷ 貸付対象総面積1,346.57㎡ ÷(年間稼働時間5,776.00h ×想定稼働率84.0%)×料 金区分対象面積1.14㎡×利 用時間480時間	I	1.0	1,642	1,520	1,820		
22	芦屋市自 転車駐車 場の設置 及び管理 に関する 条例	阪神芦屋 駅南自転 車駐車場 の使用料	496	0	0	0	0	1,657	1,924	0	2,726	26,383	0	311	27,423	80.9%	阪神芦屋駅南 駐車場 (自転車定 期1か月)	1,908	年間原価総額27,423千円÷ 貸付対象総面積1,663.45㎡ ÷(年間稼働時間5,642.00h ×想定稼働率80.9%)×料 金区分対象面積1.14㎡×利 用時間465時間	I	1.0	1,908	2,030	2,430		

見直しを行う必要があると判断したものの（使用料④）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市									指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)+I+J-(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別負担割合		使用料となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	判断種別
			人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指定管理料 (千円) E	減価償却費 (千円) F	土地調達コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指定管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L						施設区分	受益者負担割合率 N				
23	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	阪神打出駅南自転車駐車場の使用料	496	0	0	0	0	8	150	0	223	2,179	0	25	2,585	86.7%	阪神打出駅南 駐車場 (自転車定期 1か月)	2,491	年間原価総額2,585千円÷ 貸付対象総面積114.07㎡÷ (年間稼働時間5,595.50h ×想定稼働率86.7%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間465時間	I	1.0	2,491	1,520	1,820	
24	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	阪急芦屋川松ノ内自転車駐車場の使用料	496	0	0	0	0	0	458	0	560	3,321	0	38	3,677	18.3%	阪急芦屋川松 ノ内 駐車場 (自転車定期 1か月)	9,171	年間原価総額3,677千円÷ 貸付対象総面積208.00㎡÷ (年間稼働時間5,595.50h ×想定稼働率86.7%)×料金 区分対象面積1.14㎡×利用 時間465時間	I	1.0	9,171	1,350	1,620	
25	芦屋市都市公園条例	西浜公園庭球場使用料	744	0	0	0	2,478	2,304	1,286	0	0	5,953	2,478	1,977	8,310	73.1%	テニス コート	2,669	年間原価総額8,310千円÷ 貸付対象総面積1,613.00㎡÷ (年間稼働時間4,320.00h ×想定稼働率73.1%)×料金 区分対象面積833.97㎡× 利用時間2時間	I	1.0	2,669	1,220	1,460	1.2倍
26	芦屋市都市公園条例	東浜公園庭球場使用料	744	0	0	0	2,478	1,358	1,383	0	0	5,953	2,478	1,977	7,461	65.9%	テニス コート	2,669	年間原価総額7,461千円÷ 貸付対象総面積1,613.00㎡÷ (年間稼働時間4,320.00h ×想定稼働率65.9%)×料金 区分対象面積833.97㎡× 利用時間2時間	I	1.0	2,669	1,220	1,460	1.2倍
27	芦屋市都市公園条例	朝日ヶ丘公園水泳プール使用料	3,721	0	0	0	0	5,501	3,744	0	0	12,011	0	1,993	22,984		屋外プール	1,217	年間原価総額22,984千円÷ 年間利用者数18,881人	I	1.0	1,217	480	580	1.2倍
28	芦屋市立公民館設置条例	公民館使用料	5,903	6,316	2,907	20,436	0	8,581	0	0	4,892	0	0	0	39,251	33.6%	114室 (終日)	21,905	年間原価総額39,251千円÷ 貸付対象総面積956.90㎡÷ (年間稼働時間3,572.00h ×想定稼働率33.6%)×料金 区分対象面積61㎡×利用 時間10.5時間	E	0.5	10,953	10,170	10,950	1.0~1.2倍
29	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例	観覧料、特別観覧料	7,717	0	48	22	18,800	3,755	0	437	90	26,888	18,800	3,636	35,141		谷崎潤一郎 記念館 特別観覧料 (上限)	2,170	年間原価総額35,141千円÷ 年間利用者数16,194人	C	0.5	1,085	1,010	1,080	1.0~1.2倍
30	芦屋市潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	施設使用料	744	0	0	0	1,951	5,387	475	0	0	1,685	1,951	0	8,291	93.6%	テニス コートA	1,596	年間原価総額8,291千円÷ 貸付対象総面積1,710.00㎡÷ (年間稼働時間3,825.00h ×想定稼働率93.6%)×料金 区分対象面積570㎡×利用 時間2時間	I	1.0	1,596	1,440	1,600	1.0~1.2倍

見直しを行う必要があると判断したもの（使用料⑤）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市										指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)-I+ J-(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断 種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)	施設 区分						受益者 負担割 合率 N					
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L												
31	芦屋市 都市公園 条例	海浜公園 温水プー ル使用料	3,721	0	0	0	0	23,180	6,979	0	0	101,352	0	81,023	54,209		屋内プール	842	年間原価総額54,209千円÷ 年間利用者数64,356人	I	1.0	842	810	840	1.0~1.2倍	
32	芦屋市 民会館 条例	ルネサンス クラシッ クス芦屋 ルナ・ホ ール使 用料	5,903	6,939	3,194	37,429	0	19,268	0	0	2,213	0	0	0	70,520	38.9%	大ホール (休日)	117,417	年間原価総額70,520千円÷ 貸付対象総面積1,079.00㎡ ÷ (年間稼働時間3,800.00 h×想定稼働率38.9%)×料 金区分対象面積759㎡×利 用時間3.5時間	C	0.5	58,709	58,660	58,710	1.0~1.2倍	
33	芦屋市 都市公園 条例	芦屋中央 公園野 球場使 用料	744	0	0	0	2,478	1,411	0	0	0	5,953	2,478	1,977	6,131	65.0%	野球場	5,400	年間原価総額6,131千円÷ 貸付対象総面積9,000.00㎡ ÷ (年間稼働時間3,600.00 h×想定稼働率65.0%)×料 金区分対象面積9,000㎡× 利用時間2時間	C	0.5	2,700	3,660	2,930	0.8倍	
34	芦屋市 民会館 条例	市民会館 使用料	5,903	5,244	2,413	15,550	0	4,995	0	0	1,604	0	0	0	32,501	51.0%	302号室 (終日)	8,518	年間原価総額32,501千円÷ 貸付対象総面積1,055.90㎡ ÷ (年間稼働時間3,572.00 h×想定稼働率51.0%)×料 金区分対象面積48㎡×利 用時間10.5時間	E	0.5	4,259	4,470	4,260	0.8~1.0倍	
35	芦屋市 都市公園 条例	芦屋公園 庭球場使 用料	7,441	0	0	8,377	0	6,189	10,804	0	0	47,225	0	36,063	43,973	83.8%	テニス コート	3,002	年間原価総額43,973千円÷ 貸付対象総面積7,258.21㎡ ÷ (年間稼働時間4,116.00 h×想定稼働率83.8%)×料 金区分対象面積833.97㎡× 利用時間2時間	I	1.0	3,002	3,040	3,000	0.8~1.0倍	

据え置くべきと判断したもの（使用料①）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	市											年間 原価総額 (千円) (A~H)+I+ J-(K~L)	稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	判断 種別		
			人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指定管理者			土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J						【控除】 指定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L					施設 区分	受益者 負担割 合率 N
							指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F																		
36	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	延長保育料	74,790	19,186	3,851	7,062	0	19,175	0	0	33,473	0	0	0	90,591		延長保育料 (月7回利用の場合)	7,476	年間原価総額90,591千円÷ 年間利用者数7,063人÷12 時間×7回	G	0.5	3,738	3,400	3,400	近隣市との 均衡を図る もの	
37	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例	店舗等使用料	0	0	0	0	2,960	3,802	2,858	0	0	1,596	2,960	0	8,256	100.0%	店舗・作業 場	720	年間原価総額8,256千円÷ 貸付対象総面積904.66㎡÷ (年間稼働時間8,760.00h ×想定稼働率100.0%)×料 金区分対象面積1㎡×利用 時間720時間	I	1.0	720	468	468	近隣市との 均衡を図る もの	
38	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例等	自動車保管場所使用料	0	0	0	0	694	0	8,343	0	0	694	694	0	9,037	100.0%	自動車保管 場所	1,606	年間原価総額9,037千円÷ 貸付対象総面積5,622.12㎡ ÷(年間稼働時間8,760.00 h×想定稼働率100.0%)× 料金区分対象面積11.16㎡ ×利用時間720時間	I	1.0	1,606	8,000	8,000	近隣市との 均衡を図る もの	
39	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例	上宮川文化センター使用料	18,825	3,907	380	17,136	0	2,381	0	0	8,447	0	0	0	34,182	49.8%	会議室 (大)	6,029	年間原価総額34,182千円÷ 貸付対象総面積566.16㎡÷ (年間稼働時間3,796.00h ×想定稼働率49.8%)×料 金区分対象面積63㎡×利用 時間3時間	E	0.5	3,015	1,000	1,000	法の規定により、低額料金の設定が必要であるもの	
40	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例	あしや市民活動センター施設使用料	1,794	0	1,365	0	8,540	247	0	0	135	9,751	8,540	234	12,788	54.6%	あしや市民活 動センター 会議室A (午前9時半 ～正午)	1,679	年間原価総額12,788千円÷ 貸付対象総面積255.00㎡÷ (年間稼働時間2,328.00h ×想定稼働率54.6%)×料 金区分対象面積17㎡×利用 時間2.5時間	E	0.5	840	600	600	移転等により3年平均データが採用できず適正な原価が算出できないもの	
41	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	男女共同参画センター使用料	1,783	3,366	358	305	0	28,202	0	0	1,967	0	0	0	32,047	40.5%	小会議室 (午前9時半 ～正午)	1,415	年間原価総額32,047千円÷ 貸付対象総面積1,090.43㎡ ÷(年間稼働時間2,448.00 h×想定稼働率40.5%)×料 金区分対象面積19.12㎡× 利用時間2.5時間	E	0.5	708	500	500	移転等により3年平均データが採用できず適正な原価が算出できないもの	
42	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター施設使用料	7,455	20,391	701	139,168	0	0	0	0	0	0	0	0	167,715	28.0%	会議室1 (午前9時 ～正午)	5,329	年間原価総額167,715千円÷ 専有面積及び貸付対象総 面積6,481.03㎡÷(年間稼 働時間4,312.50h×想定稼 働率28.0%)×料金区分対 象面積83㎡×利用時間3時間	E	0.5	2,665	3,360	3,360	実績データでは、適正な原価が算出できないもの	
43	芦屋市潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター使用料	1,488	0	0	341	7,803	8,014	0	0	176	19,219	7,803	4,531	24,355	47.0%	103室 (午前中)	1,234	年間原価総額24,355千円÷ 貸付対象総面積559.00㎡÷ (年間稼働時間3,825.00h ×想定稼働率47.0%)×料 金区分対象面積17㎡×利用 時間3時間	E	0.5	617	710	710	他施設との 均衡を図る もの	

据え置くべきと判断したもの（使用料②）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	市									指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I J-(K~L)	稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額 (端数調 整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	判断 種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)						施設 区分	受 益 者 負担割 合 率				
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L											
44 ~ 56	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	5,515	0	1,100	1,520	44,942	19,039	0	0	0	62,862	44,942	1,986	88,050	37.5%	全体 洋室(A) (午前9時 ~正午)	2,408	年間原価総額88,050千円÷ 貸付対象総面積1,748.44㎡÷ (年間稼働時間3,850.00 h×想定稼働率37.5%)×料 金区分対象面積23㎡×利用 時間3時間	E	0.5	1,204	810	810	施設利用の 特性から判 断したもの
44	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,775	493	0	0	0	4,752	3,775	159	5,501	20.7%	朝日ヶ丘 洋室(A) (午前9時 ~正午)	9,488	年間原価総額5,501千円÷ 貸付対象総面積137.44㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率20.7%)×料 金区分対象面積63㎡×利用 時間3時間	E	0.5	4,744	2,030	2,030	
45	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,420	737	0	0	0	4,849	3,420	144	5,857	30.4%	打出 洋室(A) (午前9時 ~正午)	6,480	年間原価総額5,857千円÷ 貸付対象総面積139.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率30.4%)×料 金区分対象面積60㎡×利用 時間3時間	E	0.5	3,240	2,030	2,030	
46	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	1,100	0	6,147	1,348	0	0	0	6,534	6,147	341	9,056	59.7%	大原 洋室(A) (午前9時 ~正午)	1,897	年間原価総額9,056千円÷ 貸付対象総面積181.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率59.7%)×料 金区分対象面積29㎡×利用 時間3時間	E	0.5	949	810	810	
47	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	2,395	1,077	0	0	0	3,267	2,395	100	4,659	21.3%	奥池 洋室(A) (午前9時 ~正午)	13,189	年間原価総額4,659千円÷ 貸付対象総面積75.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率21.3%)×料 金区分対象面積58㎡×利用 時間3時間	E	0.5	6,595	2,030	2,030	
48	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	2,837	466	0	0	0	5,035	2,837	119	5,797	29.2%	春日 洋室(A) (午前9時 ~正午)	2,111	年間原価総額5,797千円÷ 貸付対象総面積154.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率29.2%)×料 金区分対象面積21㎡×利用 時間3時間	E	0.5	1,056	710	710	
49	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,317	2,606	0	0	0	4,596	3,317	139	7,478	42.5%	三条 洋室(A) (午前9時 ~正午)	1,882	年間原価総額7,478千円÷ 貸付対象総面積124.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率42.5%)×料 金区分対象面積17㎡×利用 時間3時間	E	0.5	941	710	710	
50	芦屋市立 地区集会所の設置 及び管理に 関する 条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	4,428	954	0	0	0	5,524	4,428	186	6,707	36.7%	潮見 洋室(A) (午前9時 ~正午)	1,808	年間原価総額6,707千円÷ 貸付対象総面積181.00㎡÷ (年間稼働時間3,850.00h ×想定稼働率36.7%)×料 金区分対象面積23㎡×利用 時間3時間	E	0.5	904	810	810	

据え置くべきと判断したもの（使用料③）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市										指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)+J~(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別負担割合		使用料となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	判断種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指定管理料 (千円)	減価償却費 (千円)	土地調達コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指定管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)	施設 区分						受益者 負担割合 率					
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L												
51	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	2,651	1,672	0	0	0	3,823	2,651	127	5,783	34.4%	竹園洋室(A) (午前9時~正午)	2,200	年間原価総額5,783千円÷貸付対象総面積113.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率34.4%)×料金区分対象面積19㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,100	710	710		
52	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	945	3,027	3,387	0	0	0	4,841	3,027	128	9,460	54.9%	茶屋洋室(A) (午前9時~正午)	6,552	年間原価総額9,460千円÷貸付対象総面積123.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率54.9%)×料金区分対象面積60㎡×利用時間3時間	E	0.5	3,276	2,030	2,030		
53	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	575	3,123	2,159	0	0	0	4,465	3,123	131	7,483	38.5%	西蔵洋室(A) (午前9時~正午)	7,218	年間原価総額7,483千円÷貸付対象総面積126.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率38.5%)×料金区分対象面積60㎡×利用時間3時間	E	0.5	3,609	2,030	2,030		
54	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,309	2,036	0	0	0	4,927	3,309	139	7,239	34.4%	浜風洋室(A) (午前9時~正午)	7,477	年間原価総額7,239千円÷貸付対象総面積136.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率34.4%)×料金区分対象面積62㎡×利用時間3時間	E	0.5	3,739	2,030	2,030		
55	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,006	1,810	0	0	0	5,738	3,006	126	7,837	49.1%	前田洋室(A) (午前9時~正午)	5,832	年間原価総額7,837千円÷貸付対象総面積128.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率49.1%)×料金区分対象面積60㎡×利用時間3時間	E	0.5	2,916	2,030	2,030		
56	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所施設使用料	415	0	0	0	3,506	294	0	0	0	4,507	3,506	147	5,069	35.9%	翠ヶ丘洋室(A) (午前9時~正午)	5,040	年間原価総額5,069千円÷貸付対象総面積131.00㎡÷(年間稼働時間3,850.00h×想定稼働率35.9%)×料金区分対象面積60㎡×利用時間3時間	E	0.5	2,520	2,030	2,030		
57	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例	火葬場使用料	1,491	0	0	24,862	32,490	8,983	0	0	0	32,089	32,490	0	67,425	42.6%	火葬場使用料	80,550	年間原価総額67,425千円÷貸付対象総面積118.65㎡÷(年間稼働時間2,840.00h×想定稼働率42.6%)×料金区分対象面積79.15㎡×利用時間130分	D	0.25	20,138	20,000	20,000	施設の運営上据え置きが必要と判断したもの	
58	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例	観覧料、特別観覧料	7,717	0	48	22	18,800	3,755	0	437	90	26,888	18,800	3,636	35,141		谷崎潤一郎記念館常設展示観覧料(一般)	2,170	年間原価総額35,141千円÷年間利用者数16,194人	C	0.5	1,085	300	300	施設の運営上据え置きが必要と判断したもの	

据え置くべきと判断したもの（使用料④）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	市											指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I+ J-(K~L)	稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	判断 種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)	施設 区分	受益者 負担割 合率											
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L								N					
59	芦屋市立美術博物館条例	観覧料、特別観覧料	8,889	262	0	1,160	75,200	24,034	0	1,316	317	79,690	75,200	924	114,110		美術博物館常設展示観覧料（一般）	5,767	年間原価総額114,110千円÷年間利用者数19,787人	C	0.5	2,884	300	300	施設の運営上据え置きが必要と判断したもの		
60	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例	あしや温泉入浴料	745	0	323	35	35,224	8,329	0	1,612	114	34,234	35,224	945	44,219		入浴料大人料金	538	年間原価総額44,219千円÷年間利用者数82,171人	H	0.75	404	380	380	実績データでは、適正な原価が算出できないもの		
61	芦屋市湖岸交流センターの設置及び管理に関する条例	施設使用料	744	0	0	0	1,951	0	496	0	0	1,310	1,951	0	2,550	27.5%	駐車場（30分当たりの料金）	53	年間原価総額2,550千円÷貸付対象総面積212.75㎡÷（年間稼働時間3,825.00h×想定稼働率27.5%）×料金区分対象面積9.25㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	53	100	100	近隣の同等施設との均衡を図るもの		
62	芦屋市役所庁舎内駐車場使用料条例	庁舎内駐車場使用料	8,298	3,485	2,087	8,445	0	1,895	1,993	0	0	0	0	0	26,203	85.7%	駐車場（30分当たりの料金）	45	年間原価総額26,203千円÷貸付対象総面積1,461.48㎡÷（年間稼働時間2,327.50h×想定稼働率85.7%）×料金区分対象面積10㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	45	200	200	近隣の同等施設との均衡を図るもの		
63	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例	あしや温泉駐車場使用料	0	0	0	0	0	0	377	0	0	13	0	0	390	54.0%	駐車場（30分当たりの料金）	12	年間原価総額390千円÷貸付対象総面積121.50㎡÷（年間稼働時間3,288.00h×想定稼働率54.0%）×料金区分対象面積13.5㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	12	100	100	近隣の同等施設との均衡を図るもの		
64	芦屋市都市公園条例	都市公園使用料	0	0	0	0	9,476	10,948	4,559	0	0	23,456	9,476	5,861	33,102	16.2%	駐車場（30分当たりの料金）	72	年間原価総額33,102千円÷貸付対象総面積2,430.00㎡÷（年間稼働時間8,760.00h×想定稼働率16.2%）×料金区分対象面積15㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	72	100	100	近隣の同等施設との均衡を図るもの		
65	芦屋市立美術博物館条例	駐車場の使用料	8,705	0	0	0	0	0	697	0	0	0	0	0	9,402	11.3%	駐車場（30分当たりの料金）	225	年間原価総額9,402千円÷貸付対象総面積318.00㎡÷（年間稼働時間8,760.00h×想定稼働率11.3%）×料金区分対象面積15㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	225	100	100	近隣の同等施設との均衡を図るもの		
66	芦屋市都市公園条例	芦屋公園駐車場	0	0	0	8,377	0	6,189	792	0	0	47,225	0	36,063	26,520	34.0%	駐車場（30分当たりの料金）	159	年間原価総額26,520千円÷貸付対象総面積296.80㎡÷（年間稼働時間8,760.00h×想定稼働率34.0%）×料金区分対象面積10.6㎡×利用時間0.5時間	I	1.0	159	100	100	近隣の同等施設との均衡を図るもの		

据え置くべきと判断したもの（使用料⑤）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
 ※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

通し番号	条例	名称	市										指定管理者			年間原価総額 (千円) (A~H)-I+ J-(K~L)	稼働率	料金区分	使用料原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別負担割合		使用料となるべき金額 (端数調整前) (円) M×N	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	判断種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)	施設 区分						受益者 負担割 合率 N					
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L												
67	芦屋市都市公園条例	海浜公園駐車場使用料	0	0	0	0	0	23,640	1,611	0	0	101,352	0	81,023	45,580	27.1%	駐車場 (30分当 たりの料金)	114	年間原価総額45,580千円÷ 貸付対象総面積890.40㎡÷ (年間稼働時間8,760.00h ×想定稼働率27.1%)×料金 区分対象面積10.6㎡×利用 時間0.5時間	I	1.0	114	100	100	近隣の同等 施設との均 衡を図るも の	
68	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター 駐車場使用料	0	0	0	0	31,884	20,372	1,562	0	0	76,589	31,884	25,441	73,082	36.5%	駐車場 (30分当 たりの料金)	266	年間原価総額73,082千円÷ 貸付対象総面積1,025.50㎡÷ (年間稼働時間3,900.00 h×想定稼働率36.5%)×料 金区分対象面積10.6㎡×利 用時間0.5時間	I	1.0	266	100	100	近隣の同等 施設との均 衡を図るも の	
69	芦屋市都市公園条例	芦屋中央公園駐車場使用料	0	0	0	0	2,478	1,411	1,687	0	0	5,953	2,478	1,977	7,074	56.8%	駐車場 (30分当 たりの料金)	12	年間原価総額7,074千円÷ 貸付対象総面積614.80㎡÷ (年間稼働時間8,760.00h ×想定稼働率56.8%)×料 金区分対象面積10.6㎡×利 用時間0.5時間	I	1.0	12	100	100	近隣の同等 施設との均 衡を図るも の	
70	芦屋市民会館条例	市民会館駐車場使用料	0	994	457	6,268	0	0	425	0	460	0	0	0	7,684	32.3%	駐車場 (30分当 たりの料金)	51	年間原価総額7,684千円÷ 貸付対象総面積297.00㎡÷ (年間稼働時間8,760.00h ×想定稼働率32.3%)×料 金区分対象面積11㎡×利用 時間0.5時間	I	1.0	51	100	100	近隣の同等 施設との均 衡を図るも の	
71	芦屋市立図書館設置条例	図書館駐車場使用料	744	0	0	3,068	0	0	627	0	9	0	0	0	4,430	10.8%	駐車場 (30分当 たりの料金)	51	年間原価総額4,430千円÷ 貸付対象総面積506.00㎡÷ (年間稼働時間8,760.00h ×想定稼働率10.8%)×料 金区分対象面積11㎡×利用 時間0.5時間	I	1.0	51	100	100	近隣の同等 施設との均 衡を図るも の	

基本方針の適用対象外のもの（使用料）

通し 番号	条例	名称	料金 区分	現行 料金 (円)	判断 種別
72	公営住宅法、公営住宅法施行令第2条	市営住宅使用料	市営住宅	33,600	法の規定によるもの
73	公営住宅法、公営住宅法施行令第2条	市営住宅使用料	上宮川町住宅	33,600	法の規定によるもの
74	公営住宅法、公営住宅法施行令第2条	市営住宅使用料	従前居住者用住宅	33,600	法の規定によるもの
75	公営住宅法、公営住宅法施行令第2条	市営住宅使用料	若宮町住宅	33,600	法の規定によるもの
76	芦屋市都市公園条例	公園使用料	公園使用料（占用）	536	他機関との協定によるもの
77	芦屋市道路占用料条例	道路占用料	道路占用料	3,462	他機関との協定によるもの
78	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例	預かり保育利用料	通常保育日	450	法の規定によるもの

通し 番号	条例	名称	料金 区分	現行 料金 (円)	判断 種別
79	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例	霊園使用料	普通墓地	750,000	基本方針によらないもの
80	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例	合葬式墓地使用料	合葬室	100,000	基本方針によらないもの
81	芦屋市保健センターの管理に関する条例	胃部集団検診、乳がん検診、子宮がん検診等	健康チェック・その他検診	2,000	基本方針によらないもの
82	芦屋市都市公園条例	公園使用料	公園使用料（興行その他これに類する行為）	50	基本方針によらないもの

見直しを行う必要があると判断したもの（手数料①）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべ き金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
83	芦屋市手数料 条例	道路幅員証明手数料	1件当 たりの コスト	4,290.0	1.1	0.0	0.0	4,291.1	道路幅員証明手 数料	4,291	360	430	1.2倍

据え置くべきと判断したもの（手数料①）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべ き金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
84	芦屋市手数料条例	身分に関する証明手数料	1件当たりのコスト	132.0	2.2	76.0	0.0	210.2	身分証明手数料	210	300	300	近隣市との均衡を図るもの
85	芦屋市手数料条例	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件当たりのコスト	132.0	2.2	116.0	0.0	250.2	戸籍附票証明手数料	250	300	300	近隣市との均衡を図るもの
86	芦屋市手数料条例	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料等	1件当たりのコスト	132.0	2.2	273.0	0.0	407.2	住民基本台帳関係手数料	407	300	300	近隣市との均衡を図るもの
87	芦屋市手数料条例	印鑑登録証明書の交付手数料等	1件当たりのコスト	132.0	2.6	193.0	0.0	327.6	印鑑証明等手数料	328	300	300	近隣市との均衡を図るもの
88	芦屋市手数料条例	農地に関する証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	396.0	0.0	0.0	0.0	396.0	農地証明手数料	396	300	300	近隣市との均衡を図るもの
89	芦屋市手数料条例	埋火葬に関する証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	231.0	1.7	84.0	0.0	316.7	火葬済証明書交付手数料	317	300	300	近隣市との均衡を図るもの
90	芦屋市手数料条例	埋火葬に関する証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	231.0	1.7	84.0	0.0	316.7	改葬許可書及び埋蔵証明書発行手数料	317	300	300	近隣市との均衡を図るもの
91	芦屋市手数料条例	埋火葬に関する証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	297.0	1.7	0.0	0.0	298.7	分骨証明書手数料	299	300	300	近隣市との均衡を図るもの

据え置くべきと判断したもの（手数料②）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべ き金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
92	芦屋市霊園 使用条例	霊園使用許可書書換 及び再交付手数料	1件当た りのコスト	231.0	1.7	84.0	0.0	316.7	霊園使用許可書書 換及び再交付手 数料	317	300	300	近隣市との均衡を図るもの
93	芦屋市手 数料条 例	証明手数料	1件当た りのコスト	250.8	1.7	0.0	0.0	252.5	市営住宅等証明手 数料	253	300	300	近隣市との均衡を図るもの
94	芦屋市手 数料条 例	災害又は救急に関す る証明手数料	1件当た りのコスト	283.8	1.7	0.0	0.0	285.5	消防証明手数料	286	300	300	近隣市との均衡を図るもの
95	芦屋市手 数料条 例	指定居宅介護支援事 業者指定更新申請手 数料	1件当た りのコスト	9,900.0	1.0	318.0	0.0	10,219.0	指定居宅介護支 援事業者・指定更新 申請手数料	10,219	10,000	10,000	近隣市との均衡を図るもの
96	芦屋市手 数料条 例	指定居宅介護支援事 業者指定申請手数料	1件当た りのコスト	19,800.0	1.0	318.0	0.0	20,119.0	指定居宅介護支 援事業者・指定申請 手数料	20,119	20,000	20,000	近隣市との均衡を図るもの
97	芦屋市手 数料条 例	指定事業者指定更新 申請手数料	1件当た りのコスト	7,260.0	1.0	318.0	0.0	7,579.0	指定事業者指定更 新申請手数料	7,579	7,000	7,000	近隣市との均衡を図るもの
98	芦屋市手 数料条 例	指定事業者指定申請 手数料	1件当た りのコスト	14,520.0	1.0	318.0	0.0	14,839.0	指定事業者指定申 請手数料	14,839	14,000	14,000	近隣市との均衡を図るもの
99	芦屋市手 数料条 例	指定地域密着型サー ビス事業者指定更新 申請手数料	1件当た りのコスト	9,900.0	1.0	318.0	0.0	10,219.0	指定地域密着型サー ビス事業者 指定更新申請手数料	10,219	10,000	10,000	近隣市との均衡を図るもの

据え置くべきと判断したもの（手数料③）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべ き金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
100	芦屋市手数料条例	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	1件当たりのコスト	19,800.0	1.0	318.0	0.0	20,119.0	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	20,119	20,000	20,000	近隣市との均衡を図るもの
101	芦屋市手数料条例	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件当たりのコスト	7,260.0	1.0	318.0	0.0	7,579.0	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,579	7,000	7,000	近隣市との均衡を図るもの
102	芦屋市手数料条例	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件当たりのコスト	14,520.0	1.0	318.0	0.0	14,839.0	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	14,839	14,000	14,000	近隣市との均衡を図るもの
103	芦屋市手数料条例	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	1件当たりのコスト	14,737.8	1.0	318.0	0.0	15,056.8	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	15,057	15,000	15,000	近隣市との均衡を図るもの
104	芦屋市手数料条例	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	1件当たりのコスト	29,700.0	1.0	318.0	0.0	30,019.0	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	30,019	30,000	30,000	近隣市との均衡を図るもの
105	芦屋市手数料条例	屋外広告物許可申請手数料	1件当たりのコスト	1,188.0	25.1	0.0	0.0	1,213.1	屋外広告物許可申請手数料	1,213	1,000	1,000	近隣市との均衡を図るもの
106	芦屋市手数料条例	税務証明手数料	1件当たりのコスト	132.0	2.5	182.0	0.0	316.5	税務証明手数料	317	300	300	近隣市との均衡を図るもの
107	芦屋市手数料条例	税務証明手数料	1件当たりのコスト	1,333.2	0.5	0.0	0.0	1,333.7	住宅用家屋証明書発行手数料	1,334	1,300	1,300	近隣市との均衡を図るもの

据え置くべきと判断したもの（手数料④）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべき金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
108	芦屋市手数料条例	その他市の事務に関する閲覧又は証明手数料	1件当たりのコスト	297.0	1.2	0.0	0.0	298.2	工事施工証明書の発行手数料	298	300	300	現行料金が適正なもの
109	芦屋市手数料条例	その他市の事務に関する閲覧又は証明手数料	1件当たりのコスト	297.0	6.5	0.0	0.0	303.5	官民境界協定等証明手数料（官民境界協定原本証明）	304	300	300	現行料金が適正なもの
110	芦屋市手数料条例	その他市の事務に関する閲覧又は証明手数料	1件当たりのコスト	297.0	6.5	0.0	0.0	303.5	官民境界等証明手数料（官民境界等先行調査成果証明）	304	300	300	現行料金が適正なもの
111	芦屋市手数料条例	都市計画証明手数料	1件当たりのコスト	297.0	1.7	0.0	0.0	298.7	都市計画手数料	299	300	300	現行料金が適正なもの
112	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料	1件当たりのコスト	2,970.0	0.5	50.0	25.0	3,045.5	犬猫死体取引手数料	3,046	3,050	3,050	現行料金が適正なもの
113	芦屋市手数料条例	その他市の事務に関する概要	1件当たりのコスト	297.0	8.7	0.0	0.0	305.7	公共基準点成果資料発行手数料	306	300	300	運営上据え置きが必要と判断したもの
114	芦屋市手数料条例	その他土地、建物、その他物件に関する証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	165.0	1.7	116.0	0.0	282.7	都市計画図面印刷等手数料	283	300	300	運営上据え置きが必要と判断したもの
115	芦屋市保健センターの管理に関する条例	診断書及び証明書の交付手数料	1件当たりのコスト	990.0	1.0	0.0	0.0	991.0	予防接種の英語証明書発行手数料	991	1,000	1,000	運営上据え置きが必要と判断したもの

据え置くべきと判断したもの（手数料⑤）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A~D (円)	料金 区分	手数料 となるべ き金額 (端数調 整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断種別
				A	B	C	D						
116	芦屋市情報 公開条例	情報公開請求手数料	1件当 たりの コスト	7,920.0	34.0	0.0	0.0	7,954.0	情報公開請求手 数料	7,954	0	0	運営上据え置きが必要と判 断したもの
117	芦屋市廃棄物の 減量及び適正処 理に関する条例	廃棄物処理手数料	1件当 たりの コスト	858.0	0.0	80.0	19,800.0	20,738.0	し尿汲取手数料	20,738	20,370	20,370	運営上据え置きが必要と判 断したもの
118	芦屋市廃棄物の 減量及び適正処 理に関する条例	一般廃棄物処理業許可 更新手数料・浄化槽清 掃業許可更新手数料	1件当 たりの コスト	1,716.0	0.0	300.0	0.0	2,016.0	浄化槽清掃業許可 更新手数料	2,016	6,000	6,000	運営上据え置きが必要と判 断したもの
119	芦屋市廃棄物の 減量及び適正処 理に関する条例	許可手数料・更新に よる許可手数料・再 交付手数料	1件当 たりの コスト	3,960.0	1.7	140.0	0.0	4,101.7	一般廃棄物処理業 等許可更新手数料	4,102	6,000	6,000	運営上据え置きが必要と判 断したもの
120	芦屋市廃棄物の 減量及び適正処 理に関する条例	特定家庭用器具再商品化法 施行令で定める機械器具の 処理手数料	1件当 たりの コスト	1,320.0	0.0	140.0	0.0	1,460.0	特定家庭用器具再商品 化法施行令で定める機 械器具の処理手数料	1,460	3,660	3,660	運営上据え置きが必要と判 断したもの

据え置くべきと判断したもの（手数料⑥）

【年間原価総額を年間処理量で除したもの】

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

通し 番号	条例	名称	市									指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)-I+ J-(K~L)	料金 区分	手数料 原価 (円)	算式(※)	手数料 となるべき 金額(端数 調整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	判断 種別
			人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収 入 (千円)								
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L								
121	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	一時多量ごみ処理手数料	12,072	147	43	683	0	1,880	0	35	0	0	0	0	14,860	一時多量ごみ処理手数料(2t当たり)	224,600	年間原価総額14,860千円÷年間処理量132,270kg×2,000kg	224,600	14,400	14,400	運営上据え置きが必要と判断したもの
122	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	植木の剪定廃棄物処理手数料	3,428	40	12	186	0	575	0	11	0	0	0	4,252	植木の剪定廃棄物処理手数料(2t当たり)	239,200	年間原価総額4,252千円÷年間処理量35,550kg×2,000kg	239,200	6,000	6,000	運営上据え置きが必要と判断したもの	
123	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	粗大ごみ処理手数料	22,054	234	68	6,948	0	3,060	0	36	0	0	0	32,400	粗大ごみ処理手数料(1件当たり)	664	年間原価総額32,400千円÷年間処理量48,826件	664	300	300	運営上据え置きが必要と判断したもの	
124	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	一般廃棄物処理手数料	37,796	113,856	2,049	547,393	0	13,916	0	0	0	0	0	715,010	廃棄物処理手数料(100kg当たり)	2,400	年間原価総額715,010千円÷年間処理量29,791,000kg×100kg	2,400	1,080	1,080	運営上据え置きが必要と判断したもの	

基本方針の適用対象外のもの（手数料）

通し番号	条例	名称	料金区分	現行	判断種別
				料金 (円)	
125	芦屋市手数料条例	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料等	戸籍手数料	450	法の規定によるもの
126	芦屋市手数料条例	臨時運行許可の申請手数料	自動車臨時運行許可手数料	750	法の規定によるもの
127	芦屋市手数料条例	芦屋市手数料条例別表4消防関係	危険物手数料	5,400	法の規定によるもの
128	芦屋市手数料条例	鳥獣飼養許可証交付手数料	鳥獣飼養許可証交付手数料	3,400	国等基準単価によるもの
129	芦屋市手数料条例	狂犬病予防注射済票交付手数料	狂犬病予防注射済票交付手数料	550	国等基準単価によるもの
130	芦屋市手数料条例	狂犬病予防注射済票再交付手数料	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340	国等基準単価によるもの
131	芦屋市手数料条例	犬の鑑札の再交付手数料	犬の鑑札の再交付手数料	1,600	国等基準単価によるもの
132	芦屋市手数料条例	犬の登録手数料	犬の登録手数料	3,000	国等基準単価によるもの

通し番号	条例	名称	料金区分	現行	判断種別
				料金 (円)	
133	芦屋市手数料条例	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律関係	バリアフリー法関係手数料	31,000	国等基準単価によるもの
134	芦屋市手数料条例	マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係	マンション建替え円滑化法手数料	160,000	国等基準単価によるもの
135	芦屋市手数料条例	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係	建築確認等手数料（地区計画条例関係）	160,000	国等基準単価によるもの
136	芦屋市手数料条例	建築基準法関係	建築確認等手数料	31,000	国等基準単価によるもの
137	芦屋市手数料条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	建築物省エネ法関係手数料	22,000	国等基準単価によるもの
138	芦屋市手数料条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係	長期優良住宅認定手数料	16,000	国等基準単価によるもの
139	芦屋市手数料条例	都市の低炭素化の促進に関する法律関係	低炭素建築物認定等手数料	7,000	国等基準単価によるもの
140	芦屋市手数料条例	租税特別措置法関係	優良住宅等証明手数料	8,600	国等基準単価によるもの

通し番号	条例	名称	料金区分	現行	判断種別
				料金 (円)	
141	芦屋市市税条例	督促手数料	督促手数料	80	基本方針によらないもの
142	芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	督促手数料	保育所入所負担金督促手数料	80	基本方針によらないもの
143	芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	督促手数料	延長保育事業負担金督促手数料	80	基本方針によらないもの
144	芦屋市歯科センターの管理に関する条例	診断書、証明書等の交付手数料	診断書及び証明書の交付手数料（歯科センター）	1,500	基本方針によらないもの
145	芦屋市立休日応急診療所条例	診断書、証明書等の交付手数料	診断書及び証明書の交付手数料（休日応急診療所）	1,500	基本方針によらないもの

見直しに係る整理事項

- 駐車場・駐輪場について

「土地調達コスト」の算出にあたり、市が借りている土地（市が所有していない土地）や、歩道上の施設で土地の評価が困難な場合においては、町別の1㎡当たりの平均単価に対象面積と税率を乗じて算出します。

- 集会所・自転車駐車場の原価について

集会所及び自転車駐車場については、それぞれ複数の施設が市内に設置されていますが、占有面積の大きさや設備等が同等のものは、同水準となるよう料金を設定しているため、料金の見直しに当たっては、市内の全施設を一つの施設とみなして原価を算出し、判定します。

- 賃貸施設の減価償却費について（保健福祉センター）

施設の改修は市が直接実施しないため（所有者が実施）、賃貸施設にかかる減価償却費は通常は発生しませんが、契約上、施設の改修費等も含めて維持管理負担金として支払うことになっている場合、減価償却費に準じ、改修等にかかる費用を耐用年数で除して、原価に算入します。